

秋田県告示第140号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成28年2月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成28年2月12日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
柴田水道施設
北秋田市綴子字佐戸岱79番地122
柴田正吉
秋田県知事許可（般-23）第7075号
- 3 処分の内容
管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成28年2月12日付けで管工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。